

安全報告書

(2025年度)



東邦航空株式会社

この安全報告書は、航空法第111条の6の規定に基づいて作成したものです。

目 次

はじめに	3
1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項	4
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項	7
2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報	7
(1) 会社組織概要	
(2) 安全管理組織概要	
(3) 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務	
(4) 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項	
(5) 安全統括管理者の選任の方法に関する事項	
(6) 安全組織の人員数	
(7) 運航乗務員、整備従事者、運航管理担当者の数	
(8) 委託業務	
2-2 日常運航の支援体制	11
(1) 運航乗務員、整備従事者及び運航管理担当者の定期訓練及び審査の内容	
(2) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制	
(3) 安全に関する社内啓発活動等の取り組み	
2-3 使用している航空機に関する情報	13
2-4 運航状況に関する情報	14
(1) 伊豆諸島地域における路線を定めた旅客輸送の実績（運航機種別飛行時間）	
(2) 区間別就航率	
(3) 区間別搭乗率	
3. 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項	15
3-1 航空事故、重大インシデント、安全上のトラブルの発生件数	15
3-2 航空事故、重大インシデント、安全上のトラブルの概要及び対応状況	15
(1) 航空事故・重大インシデントの概要及び対応状況	
(2) 安全上のトラブルの概要及び対応状況	

4. 2025年度に輸送の安全を確保するために講じた措置及び	
講じようとする措置に関する事項	17
4-1 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために	
講じた措置又は講じようとする措置	17
4-2 情報の伝達及び共有に関する事項の概要	18
(1) 安全情報の収集並びに報告及び処理方式	
(2) 自発的報告制度	
4-3 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する	
事項の概要	18
(1) リスクマネジメント	
(2) 緊急時の措置	
4-4 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要	19
4-5 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要	19
4-6 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要	20
4-7 その他の安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置	20
4-8 2025年度における会社安全目標の達成度、輸送の安全の状況に関する	
総括的な評価	21
(1) 2025年度会社安全目標	
(2) 安全指標並びに目標値、実績、総括	
4-9 2026年度における会社安全目標、部門安全目標	22
(1) 2026年度会社安全目標	
(2) 安全指標並びに目標値	
(3) 部門安全目標	

はじめに

2025年度の安全報告書の公表にあたり、日頃より当社の運航にご理解とご協力を賜っております関係各位に心より御礼申し上げます。

ヘリコプター運航は常に高い安全性が求められる事業であり、私たちは「安全安心信頼の継続」を経営の根幹に据え、全社員一丸となって安全確保に取り組んでまいりました。本年度においても教育訓練の充実、リスク管理の強化を継続的に実施し、安全水準の向上に努めております。今後も変化する環境や新たな課題に真摯に向き合い、さらなる安全文化の醸成と運航整備品質の向上に取り組んでまいります。

今後の安全方針として、「予防的安全管理の促進」と「組織的安全文化の深化」を主眼として、更なる安全水準の確立を目指してまいります。まずヒヤリハット、気づき気かり情報や不具合事例の収集・分析を一層強化し、データに基づくリスク評価と対策の迅速化を推進します。

また、SMS（安全管理システム）の運用を形式にとどめず、現場に根差した実効性あるものへと進化させ、部門間の情報共有と意思決定の透明性を高めてまいります。加えて、操縦士・整備士をはじめとする全従業員に対する安全研修など継続的な教育訓練を通じ、人的要因への対策を強化し、安全意識や判断力の向上を図ります。安全はすべての基盤であるとの認識のもと、不断の改善を重ね、社会から信頼される安全運航を継続してまいります。

引き続き、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2026年7月1日
東邦航空株式会社
代表取締役社長
岩井 英樹

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

「私たちは、企業理念を掲げ、全社員一丸となって、航空の安全確保に向けて取り組んでいます。」

【企業理念】

企業理念

安全安心信頼を基礎に健全なる
企業活動を通じて社会に貢献する。

「安全憲章」並びに「コンプライアンス
憲章」に基づく企業活動を通じて航空運
送事業者としての企業価値の維持向上
に努め、あわせてステークホルダーの全
体最適を希求し、継続して社会の進歩発
展に貢献する。

【安全憲章】

安全憲章

我々は、

安全運航の確保を全てに優先し、

安全運航の維持が会社責務であり

企業存続の礎であると捉え、

ここに安全運航の継続を誓う。



【コンプライアンス憲章】

コンプライアンス憲章

(主文)

我々は、

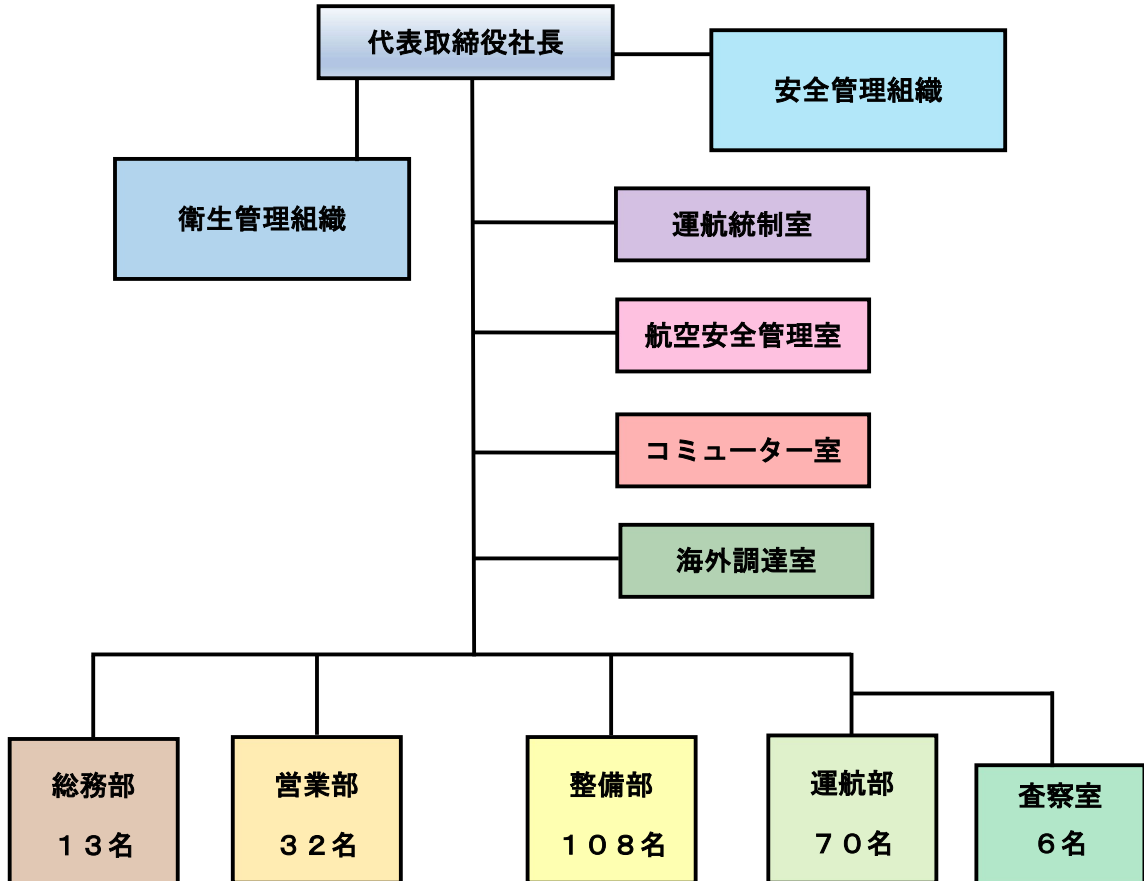
全ての事業活動の場面において関係法令を遵守することはもとより、社会倫理に违背しない誠実な行動をとることを通じて、継続的に社会へ貢献する。



2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

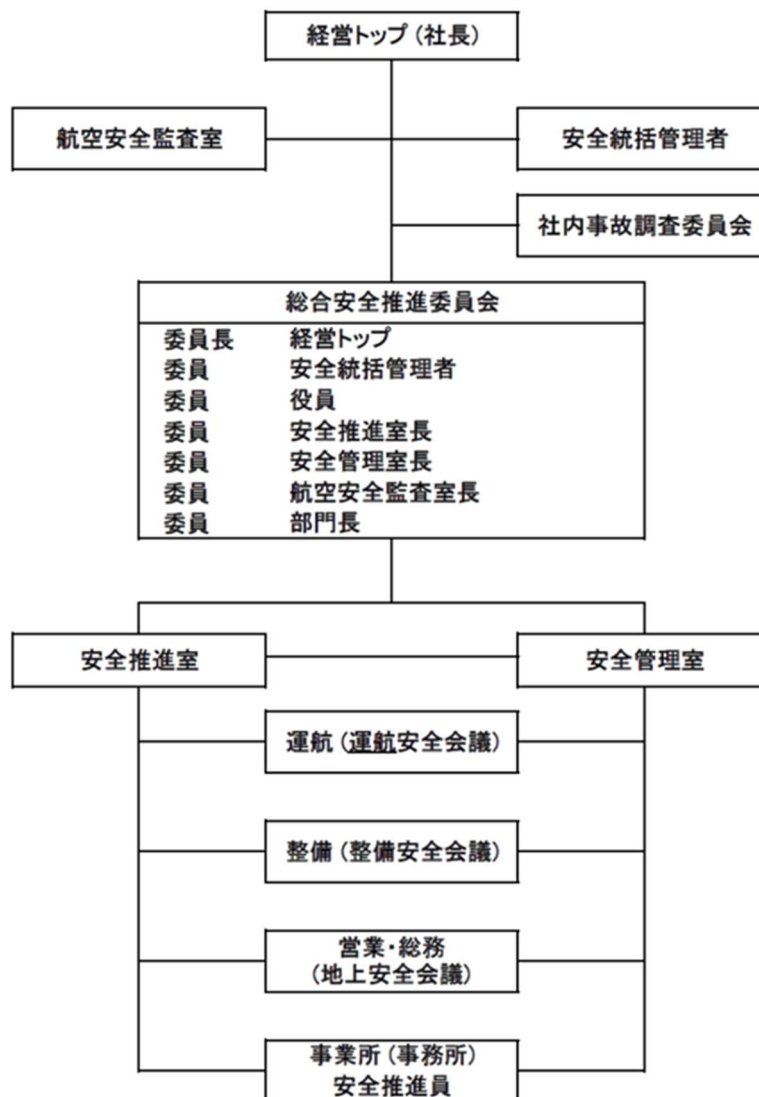
2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報（2026年3月31日現在）

(1) 会社組織概要



- 安全管理組織** : 運航の安全確保や航空保安警備を所掌し推進する
- 衛生管理組織** : 従業員の安全と健康を確保し、よりよい作業環境をつくる
- 運航統制室** : 航空機不具合情報を総括的に判断し、運航に係る統制・指示を行う
- 航空安全管理室** : 物資輸送作業等の適切な作業内容や業務指示等の評価を行う
- コンピューター室** : 国内定期航空運送事業(東京愛らんどシャトル)を担当する
- 総務部** : 会社の管理部門
- 営業部** : お客様、会社事業の窓口部門
- 整備部** : 航空機の整備業務部門
- 運航部** : 航空機の運航業務部門
- 査察室** : 運航乗務員の審査を行う
- 海外調達室** : 海外から機体部品・エンジン・装備品等を調達する

(2) 安全管理組織概要



総合安全推進委員会 : 代表取締役社長を委員長とし、安全統括管理者をはじめとする各役員並びに各部門長等からなる委員により構成され、会社の安全管理・推進体制全般における指示・決定機関として各組織が有効に機能しているか、推進する安全施策の有効性等について評価し改善を図ることを所掌する。

安全推進室 : 現場業務に精通する各部門の管理職者を中心に、不安全事象等に係る原因、要因の分析並びに再発防止策等の策定、展開等（リスクマネジメント）を所掌するとともに航空保安警備に関連する事項についても所掌し、会社業務全般の安全、保安の両面を推進することを所掌する。

安全管理室：日々の安全に係る事象の発生を即時に捉え、適時、適切な評価・分析を行い、現場に直結した組織として必要な再発防止策を講じることを所掌する。

航空安全監査室：運航業務全般にわたる安全に係る組織、制度、規程などの安全管理体制並びに運航整備等の業務が定められた手順にそって実施され、当該手順が有効に機能しているかを定期的にチェック、改善するため、内部監査の計画、監査の実施、監査結果の評価等を行う。

各部門、各事業所：各部門において、運航安全会議、整備安全会議、地上安全会議を部門長が主管して年2回開催し、安全確保並びに対策について討議、検討する。また、各事業所に安全推進員を配置し、月1回の安全ミーティングを開催し、事業所内での各種情報の共有を図っている。

(3) 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務

経営の責任者は総合安全推進委員会を所掌し、安全確保に係る会社の最終責任者であり、以下の権限と責務がある。

- ・安全に関する会社のコミットメントの明示及び必要となる事項の指示
- ・安全は経営の最優先事項である旨を含めた安全方針を明示及び指示
- ・社内安全管理組織を通して安全意識の醸成と浸透を図る
- ・安全統括管理者からの安全施策・安全投資に係る意見を尊重し安全の推進に必要な経営資源の確保を図る
- ・認定事業場の最終責任を負う

(4) 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

安全統括管理者は社内安全管理組織を統括し、以下の権限と責任がある。

- ・安全管理組織の適切な運営に必要な手順や要領の確立と実施並びにその維持
- ・安全管理の取り組みを統括的に管理し安全に関する重要事項を経営トップへ報告
- ・安全に関する重要事項や安全管理組織の継続的な改善の推進
- ・安全施策・安全投資などの重要な経営上の意思決定への直接関与（アルコール教育やアルコール検査等飲酒対策を含む）
- ・認定事業場における安全管理の責任者
- ・アルコール教育やアルコール検査等飲酒対策における管理責任者

2-2 日常運航の支援体制

(1) 運航乗務員、整備従事者及び運航管理担当者の定期訓練及び審査の内容

- ・ 運航乗務員の技量管理については、全乗務員に対して定期的に学科訓練、飛行訓練（各年1回）を実施し、安全運航に必要な不可欠な知識及び技能の維持・向上を図っています。また、定められた基準月を基本に、年1回、定期的に機長審査を行い、口述審査、実地審査を通して運航乗務員一人一人の知識と技能について運航業務を遂行できる能力を有することの確認を実施しています。
- ・ 整備従事者については、技量及び知識を維持することを目的に、3年に一度の間隔でリカレント訓練を実施しています。社内資格者（確認整備士／確認主任者／検査員／監査員）においては、資格に係る実務を1年間行っていない場合は、OJT訓練を含めて実施しています。
- ・ 運航管理担当者については、運航関連情報及び運航管理業務に必要な知識についてのフォローアップや技量の維持向上の為に年1回の定期訓練を実施しています。加えて路線運航管理従事者については、最新の運航関連知識を得る為に年1回の定期訓練並びに各島の最新情報等の把握、飛行業務や飛行状況等の把握の為に就航経路全区間での路線踏査を実施しています。

(2) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制

- ・ 安全推進室において、各部門から報告のあった安全報告や不具合報告、並びに現場等々で知見された不具合状況などについて、発生傾向の把握やハザードの特定を行い、予想されるリスクを分析しリスクの除去や回避のための具体策を立案し社内展開を図っています。また、自発的報告制度により報告されるヒヤリハット情報についても安全推進室としてリスク評価を行い、コメントを付して社内グループウェアに掲示し、同種業務を行う各事業所において情報の共有を図っています。
- ・ 本社において日々開催される4部門（総務、運航、整備、営業）の総合デイリーミーティングにおいても、「安全情報」についての情報共有を図っています。
- ・ 運航乗務員及び運航管理担当者は、毎日実施する業務開始時の全体ブリーフィングにおいて「安全情報」を相互に確認しています。業務終了時は終礼にてTBM（ツールボックスミーティング）を実施することにより、意思疎通の機会を増やす努力をしています。また現場に対しては、機長と運航管理間で作業開始前後報告を実施し情報の周知を図っています。
- ・ 安全管理室、運航統制室及び運航機整備サポートチーム（※）が一体となり、運航機に発生する不具合、たとえ小さなものであっても現場のみに任せず、常に三位一体で不具合管理を行っています。

※ 運航機整備サポートチーム：運航機不具合発生時に現場をサポートするチーム。365日24時間体制。

(3) 安全に関する社内啓発活動等の取り組み

- ・再発防止型から未然防止型（予防型）安全管理への取り組みの推進
「全社安全会議」及び「TOHO SAFETY FORUM 2025」を開催しました。運航、整備、営業、総務の各部門より代表者を指名し、各部門における安全への取り組みを発表し、それらの発表に対し質疑応答をする形式で全社的に安全意識の共有と向上を図りました。
- ・消防防災航空隊員等、実運航業務に係る顧客をお招きしたCRM/TRM 訓練を実施しています。
- ・昨年に引き続き、外部にて開催される安全等に係る研修、セミナー等に積極的に参加し、受講内容等について社内展開を図っています。

TOHO AIR

TOHO SAFETY FORUM 2025

情報共有と双方向コミュニケーション/私たちが主人公のはなし

全社安全会議

November 7, 2025 (Friday)
09:30 ~ 16:30

> この全社安全会議とFORUMは全社員参加型でありますので、社員の方は定常勤務地に出勤して下さい。
 > Teamsから「事前参加登録」を行っておきましょう！



安全標語

安全標語 - 東邦セレクション 2025年度 第3四半期

みんなで繋ごう
みんなで摘もう
過去の失敗
風化の芽

東邦航空株式会社 総合安全推進委員会

安全標語 - 東邦セレクション 2025年度 第3四半期



雪を越え
安全届け
この想い
整備万全
安全運航

東邦航空株式会社 総合安全推進委員会

安全標語 - 東邦セレクション 2025年度 第4四半期

もう一つ
先読むあなたに
事故は無し

東邦航空株式会社 総合安全推進委員会

2-3 使用している航空機に関する情報

保有航空機（航空運送事業機）の種類

2026/03/31現在

種類	航空機型式	機数	座席数	平均年間飛行時間 (2025年度)	導入(製造) 年月日	平均機齢	※救急用具 装備状況
回転翼機	エアバス・シアル式AS350B型	1	6	119:46	1991/05/29	34.9	①②③⑤
	エアバス・シアル式AS350B2型	1	6	493:21	1991/08/14	34.7	①②③⑤
	ユーロコプター式/エアバス・ヘリ コプターズ式AS350B3型	4	6	305:13	2008/10/28	13.0	①②③⑤
	エアバス・シアル式AS355N型	1	6	73:26	1993/03/10	33.1	①②③④⑤⑥
	エアバス・シアル式AS365N2型	1	14	107:17	1990/11/29	35.4	①②③④⑤⑥
	シコルスキー式S-76C型	2	11	335:02	2000/09/01	21.6	①②③④⑤⑥⑦
	ユーロコプター式EC135T2型	2	8	201:31	2006/02/27	20.1	①②③④⑤⑥
	川崎式BK117C-2型	2	10	210:25	2013/02/04	13.0	①②③④⑤⑥
	ロッキード式AW139型	2	14	201:46	2017/12/29	6.2	①②③④⑤⑥⑦
	平均	--	--	---	---	23.5	---

※救急用具

- ①非常信号灯 ②防水携帯灯 ③救急箱 ④非常食糧 ⑤航空機用救命無線機
- ⑥救命胴衣 ⑦救命ボート（定期航空運送事業の場合）



2-4 運航状況に関する情報（2025年4月～2026年3月）

(1) 伊豆諸島地域における路線を定めた旅客輸送の実績（運航機種別飛行時間）

運航機種	飛行時間
シコルスキー式S-76C+型	353時間53分
シコルスキー式S-76C++型	313時間36分
レオナルド式AW139型	380時間06分
合計	1047時間35分

(2) 区間別就航率（平均就航率：87.1%）

区間	計画便数	就航便数	就航率
八丈島－青ヶ島	840	726	86.4%
八丈島－御蔵島	730	653	89.5%
三宅島－御蔵島	732	654	89.3%
三宅島－大島	730	650	89.0%
大島－利島	732	594	81.1%

(3) 区間別搭乗率（平均搭乗率：61.2%）

区間	提供座席数	輸送旅客数	搭乗率
八丈島－青ヶ島	6534	5541	84.8%
八丈島－御蔵島	5877	3211	54.6%
三宅島－御蔵島	5886	4245	72.1%
三宅島－大島	5850	2665	45.6%
大島－利島	5346	2386	44.6%



3. 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項

3-1 航空事故、重大インシデント、安全上のトラブルの発生件数

種 類	2023年度	2024年度	2025年度
航空事故※ ¹	0	0	0
重大インシデント※ ²	0	0	0
安全上のトラブル※ ³	1	1	3

※1 航空事故

航空法第76条第1項各号に掲げられる「航空機の墜落、衝突又は火災」「航空機による人の死傷又は物件の損傷」等の事態

※2 重大インシデント

航空法第76条の2に基づく施行規則第166条の4の「事故が発生するおそれがあると認められる事態」で、「滑走路からの逸脱」「発動機の破損」等の事態

※3 安全上のトラブル

航空法施行規則第221条の2第3号及び4号に掲げる航空事故や重大インシデントに至らない事態

3-2 航空事故、重大インシデント、安全上のトラブルの概要及び対応状況

(1) 航空事故・重大インシデントの概要及び対応状況

2025年度の発生はありませんでした。

(2) 安全上のトラブルの概要及び対応状況

2025年度は以下の3件が発生しました。

1. 日時：2026年1月6日

機種：アエロスパシアル式AS365N2型

概要：訓練飛行中のランディングギア下ろし忘れによる機体の滑走路接触

対策：(1) 当該機長に対し運航部長による嚴重注意並びに直接指導実施

(2) 安全運航指示及び運航通達発信

(3) ホイールタイプ型式資格保有操縦士に対する再発防止教育の実施

(4) 型式移行訓練の座学訓練シラバスの改正

(5) 「AS365N2 限定変更訓練実施要領」の改正

(6) ホイールタイプ型式機のノーマルチェックリストへ「FINAL CHECKLIST」の項目を新たに追加

2. 日時：2026年2月9日
機種：ユーロコプター式EC135T2型
概要：新潟空港における管制指示違反
対策：(1) 運航部員に対し事案の周知及び注意喚起実施
(2) 運航通達発信
(3) 「TSOP 3-005 ドクターヘリ飛行作業実施要領」の改正
3. 日時：2026年3月5日
機種：ユーロコプター式AS350B3型
概要：爆発物等輸送品目の申告漏れ
対策：(1) 国土交通大臣に爆発物輸送承認申請実施
(2) 安統管通達発信
(3) 航空安全管理室員、物資輸送を担当操縦士・営業部員・整備部員及び運航管理課員並びに整備部技術課員に再発防止教育の実施

4. 2025年度に輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

4-1 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

【全社】

国内外で発生した航空機事故情報を収集し、社内に情報展開すると共に、特に重要と判断した事象に対しては、社内での発生リスクを評価し、対策を施しました。

【運航】

2025年度も引き続き、愛らんどシャトル機(AW139型)にEFBを継続導入し、規程類の視認性の改善や省スペース化を図り操縦士の負担軽減に寄与しています。また、路線運航(AW139運航時に限る)においては、更なる安全性向上のために操縦士の2名体制を実施しています。

ドクターヘリ機長や路線機長は国内外のシミュレーターを利用したリカレント訓練の実施により、実機では経験できない各種緊急事態への対応訓練を実施しています。

FTD・SIMによる訓練

FTD(飛行訓練装置、一部SIMを使用)の活用により、実機では経験できない緊急事態への対応訓練を実施しています。

飛行以外の訓練

路線機長は海外のシミュレーターを利用したリカレント訓練を実施しています。その他、路線機長及び防災担当機長に対する水中脱出訓練の実施や技能審査担当操縦士のリカレント講習の受講も継続して実施しています。

【整備】

運航整備管理システム(NAST)の品質改善を継続して行い、整備管理業務の信頼性を向上させています。

過去の不具合や不安全事故を機種別に掲示し、再発防止に役立てています。

運航前整備を実施する整備従事者のアルコール検査について、アルコール検査実施確認者を配置して、検査忘れ及び検査結果を確認する体制を作りました。

【営業】

機内におけるモバイルバッテリーの発煙・発火への対策のため、愛らんどシャトルをはじめ、当社の機体に搭乗されるお客様に対して搭乗前の注意案内を強化しました。注意の掲示や声掛けを徹底しています。

【総務】

衛生面の取り組みとして、本社・調布事業所合同の衛生委員会を産業医同席のもと毎月開催し、社員の時間外労働や年次有給休暇取得状況、定期健康診断受診状況、定期・長時間労働者のストレスチェック受検状況などの情報共有を図るとともに、情報を各部門へ展開することにより、社員の健康管理に努めています。

4-2 情報の伝達及び共有に関する事項の概要**(1) 安全情報の収集並びに報告及び処理方式**

- a. 安全情報の収集並びに報告及び処理方式については、社内グループウェアにて情報を共有しています。収集する情報において、運航乗務員が関与したヒューマンエラーに起因する不具合情報にあつては、当該乗務員の疲労に関する情報を含めて収集します。
- b. 不具合情報の社内連絡及び航空局等関係機関への通報並びに報告は、社内規定に基づき報告します。

(2) 自発的報告制度

業務全般において発生した安全情報について広く収集するため、自発的報告制度を設けています。

自発的報告制度は、安全にかかわる情報を当事者や関係者が自らの意思で報告できる制度とし、会社は当該情報を広く収集するため本制度により報告された情報を根拠に関係者に対する処分は行わず、また不利な取り扱いはいりません。

4-3 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要**(1) リスクマネジメント**

安全推進室が、収集し共有された安全情報を基に必要と認める場合は、発生傾向の把握やハザードの特定を行います。不具合事象の発生防止と併せ発生するリスクを受容可能な水準に維持するため、予想されるリスクを分析してリスクの除去や回避のための具体策を立案し、総合安全推進委員会へ報告すると共に、当該実施対策の実施後、妥当性及び有効性を評価し必要な場合改善を図ります。

(2) 緊急時の措置

航空事故、重大インシデント、ハイジャック、テロ、自然災害等を想定した予防への対応、及び発生した場合、現場や関係諸官庁との緊急連絡体制、応急処置手順、原因究明体制を次のとおり定めています。

- a. 航空事故、重大インシデント、ハイジャック等が発生した場合
 - i) 「緊急の場合においてとるべき措置等」については運航規程並びに運航規程附属書運航業務実施規則に定める。
 - ii) 航空法76条の1、76条の2に規定される事態対応は社内規定「航空機緊急事態処理要領」に定める。

- iii) 認定事業場にて整備作業を実施した航空機による航空法76条の1、76条の2に規定される事態が発生した場合は、必要な業務を適切に維持しながら、業務規程の定めに従うとともに、社内規定「航空機緊急事態処理要領」に従う。
 - iv) 遭遇する懸念の恐れのある自然災害の種別と程度を把握し、そのリスク評価を行った上で対策を講じ、かつ、自然災害等が発生した場合は事業継続のために必要な措置を講じる。詳細は社内規程「事業継続計画[B C P]」に従う。
- b. 原因究明体制
社内事故調査委員会が社内規定「社内事故調査委員会要領」に基づき所掌するものとし、必要により安全推進室が参画する体制としている。

4-4 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要

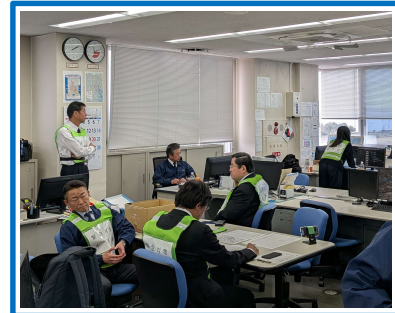
航空安全監査室が、業務全般にわたり運航、整備等の業務の基準や手順等が関連法令や予め定められた規程類等に基づき適切に実施されているかを定期的にチェックし改善を図るため、安全監査を計画立案し、監査の実施、監査結果の評価、是正を行います。

安全監査では、安全に係る業務の基準や手順が安全管理規程にそって定められ文書化されているか、またその基準や手順どおりに業務が実施され業務プロセスが機能し必要な記録がとられているか等を確認します。

4-5 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要

以下記録については、所掌する組織ごとに管理し、保管期間は起草日より3カ年としています。各組織において開催された会議録や策定された報告書等は、総合安全推進委員会に報告されます。

- ・ 総合安全推進委員会議事録
- ・ 安全推進会議議事録
- ・ 安全管理室会議議事録
- ・ 航空安全監査室会議録及び監査実施記録
- ・ 各安全情報
- ・ 安全ミーティング議事録
- ・ 安全推進に係る教育訓練実施記録
- ・ 各部門にて開催する安全会議議事録



4-6 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要

マネジメントレビューの実施

総合安全推進委員会は、安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを確認するため、年2回を目途にマネジメントレビューを行い安全統括管理者が必要と認めた場合、次年度へ持ち越します。

- a. マネジメントレビューにおいて以下事項等について評価し、安全管理体制の改善の必要性や必要となる資源等について検討し改善措置を図ります。
 - ・安全方針の浸透や定着状況
 - ・会社安全目標並びに各部門の安全目標の進捗状況及び達成状況
 - ・再発防止策等の有効性
 - ・航空安全監査室からの報告
- b. マネジメントレビューの結果に基づき、以下事項等について見直しを行い改善を図ります。
 - ・次年度の安全目標の策定
 - ・安全確保に係る取り組み手順、方法等の見直し
 - ・安全管理組織並びに人員体制の見直し
 - ・安全確保を図るための投資計画の見直し

4-7 その他の安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置

再発防止型から未然防止型（予防型）安全管理への取り組みを推進しています。

- ・新規事業に対し事前にハザードを特定しリスクを管理する手法を確立
- ・P D C A 管理手法の確立
- ・過去に発生したヒューマンエラーに関するデータを基にした安全教育の実施



4-8 2025年度における会社安全目標の達成度、輸送の安全の状況に関する
総括的な評価

(1) 2025年度会社安全目標

「安全安心信頼の継続」



(2) 安全指標並びに目標値、実績、総括

安全指標	目標値	実績	総括
航空事故／重大インシデント	0件	0件	2025年度は目標値0件を達成しました。引き続きこれを継続するよう、安全意識の確保及び向上、技量の確保、適切な判断による安全確保を行います。
航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態(法第111条の4及び規則第221条の2第3号第4号の義務報告)	0件	3件	2025年度は目標値0件を達成することができませんでした。当該事態の継続を断ち切る必要があることから、2026年度も引き続き安全指標及び目標値として発生件数0件を目指し、安全意識の確保及び向上、技量の確保、規程の遵守をもって、適切な判断による安全確保を行います。
ヒヤリハット情報・気付きがかり情報の収集及び、情報の開示	60件以上	56件	2025年度は60件を全体目標値として掲げ、部門毎の達成目標値を設定しましたが、総務部は達成率100%、運航部門達成率96%、整備部門達成率92%、営業部門達成率80%で4件未達成でした。2025年度は、安全情報提出の啓蒙活動を積極的に実施し、また、「ヒヤリハット情報・気付きがかり情報」の意味合いを社内で再周知を行い、情報収集について社内イントラネット、安全ミーティング等の場で積極的に広報を行うなど、社員の意識高揚を推進しました。2026年度は”質”の向上を図りつつ、目標値を必ず達成する組織的な取り組みを進めていきます。

4-9 2026年度における会社安全目標、部門安全目標

「安全安心信頼の継続」を会社安全目標とし、本安全目標達成に向け各部門においても安全指標並びに目標値を定め、全社一丸となって運航の安全確保を図ってまいります。

(1) 2026年度会社安全目標

「安全安心信頼の継続」



(2) 安全指標並びに目標値

安全指標	目標値
・航空事故/重大インシデント	0件
・航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態（法第111条の4及び規則第221条の2第3号第4号の義務報告）	0件
・ヒヤリハット情報・気づき気がかり情報の収集及び情報の開示	60件以上

(3) 部門安全目標

部門	安全目標
運航部	・「ヒヤリハット・気づき、気がかり情報」の収集・・・25件以上 （うち、気づき・気がかり情報5件以上） ・ヒューマンエラーによる管制上の不適切事案の発生・・・0件
整備部	・「ヒヤリハット・気づき、気がかり情報」の収集・・・25件以上 ・ワークマンシップ等に起因する運航阻害・・・0件
総務部	・「ヒヤリハット・気づき、気がかり情報」の収集・・・5件以上 ・全社員の定期健康診断受診率・・・100%
営業部	・「ヒヤリハット・気づき、気がかり情報」の収集・・・5件以上 ・安全運転徹底の継続 ・地上作業全般における不安全事象ゼロの継続

以上